

## 文京区障害者（児）通所施設整備費補助要綱

- 26文福福第2091号平成27年3月31日区長決定
- 一部改正 27文福福第1387号平成27年11月5日区長決定
- 一部改正 29文福福第1236号平成30年2月14日部長決定
- 一部改正 2020文福障第20号令和2年4月1日区長決定
- 一部改正 2022文福障第171号令和4年5月31日区長決定
- 一部改正 2022文福障第3015号令和5年3月31日部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する生活介護又は就労継続支援を行う事業に限る。以下同じ。）を行う場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が同法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同項に規定する児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。以下同じ。）を行う場合に、これらの事業の用に供するための施設（以下「対象施設」という。）の整備に要する費用の一部を補助することにより、対象施設の整備を図り、もって障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等（次号に該当するものを除く。）
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (6) 前各号に規定する法人以外の法人

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が区の区域内に対象施設を整備する事業であって、文京区地域福祉保健計画に沿ったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうち障害福祉サービス事業を行う対象施設を整備する事業（改修に該当する事業を除く。）にあつては、当該事業に係る国又は東京都の補助金等の交付の決定を受けているものに限るものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る施設を整備に要した費用とし、備品の整備に係る費用については、対象としない。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（補助対象事業に係る工事の期間が複数年度にわたるときは、当該工事を実施した年度ごとに、当該工事の出来高に応じた額）とする。ただし、予算の範囲内とし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 補助対象経費の実支出額から国及び東京都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額に別表第1に定める補助率を乗じて得た額と、同表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額

(2) 令和2年度から令和5年度までの間に補助対象事業に係る工事に着手した場合 補助対象経費の実支出額から国及び東京都の補助金等その他の収入額を控除して得た額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額と、同表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 区長は、前条に規定する交付申請があつたときは、申請書及び関係書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は文京区障害者（児）通所施設整備費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認事項）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金事業計画変更申請書（別記様式第4号）又は文京区障害者（児）通所施設整備費補助金補助対象事業中止・廃止承認申請書（別記様式第5号）を提出し、あ

らかじめ区長による承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項に規定する申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止若しくは廃止をすることが適当であると認めるときは文京区障害者（児）通所施設整備費補助金事業計画変更承認通知書（別記様式第6号）又は文京区障害者（児）通所施設整備費補助金補助対象事業中止・廃止承認通知書（別記様式第7号）により、適当でないとき認めるときは不承認通知書により、交付決定者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止することを認めるときは、交付決定額を変更することができる。

4 区長は、前項の規定により交付決定額を変更したときは、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに文京区障害者（児）通所施設整備費補助金実績報告書（別記様式第9号）を区長に提出しなければならない。

（額の確定及び請求）

第11条 区長は、前条に規定する実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知する。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（別記様式第11号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは例規に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、文京区障害者（児）通所施設整備費補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得した不動産及びその従物については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める財産の処分制限期間に準拠し、これに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入の取扱い)

第14条 交付決定者が区長の承認を受けて、財産の処分をすることにより収入があった場合には、区長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿及び関係書類の管理保管)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他の補助条件)

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る対象施設について、次に掲げる条件に従って運営しなければならない。

- (1) 施設の利用者の選定に当たり、区と協議を行うとともに、文京区民が優先して利用できるよう、特段の配慮を行うこと。
- (2) 区が行う障害福祉関連事業に積極的に協力すること。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 事業の種類<br>(本体施設) | 補助率   | 適用単位 |    | 補助限度額     |
|-----------------|-------|------|----|-----------|
| 生活介護<br>就労継続支援  | 1 / 2 | 1 建物 | 創設 | 20,000 千円 |
|                 |       |      | 改修 | 3,000 千円  |

備考 国及び東京都の補助金交付額が上記補助限度額より少ない場合は、当該補助金交付額を限度とする。

別表第2（第6条関係）

| 事業の種類<br>(本体施設)      | 補助率   | 適用単位 |    | 補助限度額                            |           |
|----------------------|-------|------|----|----------------------------------|-----------|
| 生活介護<br>就労継続支援       | 3 / 4 | 1 建物 | 創設 | 定員 40 人未満                        | 40,000 千円 |
|                      |       |      |    | 定員 40 人以上                        | 50,000 千円 |
|                      |       |      | 改修 |                                  | 3,000 千円  |
| 児童発達支援<br>放課後等デイサービス | 3 / 4 | 1 施設 | 創設 | 主として重症心身障害児又は医療的ケア児を通わせる施設       | 30,000 千円 |
|                      |       |      |    | 主として重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児を通わせる施設 | 20,000 千円 |
|                      |       |      | 改修 |                                  | 3,000 千円  |